

基勞補発 0928 第 2 号
平成 22 年 9 月 28 日

各都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

「労災保険審査請求事務取扱手引」の一部改正に伴う留意事項について

「労災保険審査請求事務取扱手引」の一部改正については、平成 22 年 9 月 28 日付け基発 0928 第 3 号（以下「改正通達」という。）により通知されたところであるが、これに伴う事務処理については、下記の事項に留意されたい。

記

1 改正通達による改正点の周知について

改正通達により改正された内容の全体をとりまとめたものを別紙 1、改正された事務処理の流れを時系列にとりまとめたものを別紙 2、事務処理の具体的な変更点を別紙 3 のとおり作成したので、改正通達の周知に活用すること。

2 意見書の作成に当たって留意すべき事項

改正通達により、原処分庁の意見書を審査請求人に送付することとされたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護の観点から、原処分庁の意見書には、審査請求人以外の第三者の氏名は記載せず、「事業場関係者」、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」等の記載にとどめることとしたこと。

また、同様の趣旨から、当該第三者の供述、意見等をそのまま引用することなく、当該供述、意見等によって監督署長が認定した事実を記載することとしたので留意すること（改正通達の別紙の 4 の (10) 参照）。

3 意見書の送付に当たって留意すべき事項

改正通達により、審査請求人からの審査請求の理由等の聴取に先立って、原処分庁の意見書の写しを送付することとされたが、代理人によって審査請求がなされている場合には、審査請求人のみならず、代理人に対しても原処分庁の意見書の写しを送付すること。

4 原処分庁の意見書の記載例について

原処分庁意見書の記載例を別添のとおり送付するので、原処分庁の意見書の作成に当たっては、これを活用すること。

5 原処分庁の意見書の記載に当たっての疑義について

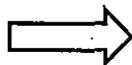
原処分庁の意見書の記載の仕方について、疑義が生じた場合には、当課労災保険審査室審査係あて、原処分庁意見書の案文を送付の上、協議すること。

審査請求における原処分庁の意見の提示について

改正目的

現行

審査官に提出される原処分庁の意見書については、審査請求人に提示することなく審理を行っている。

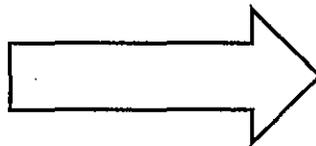


改正後

審査請求の争点の的確な把握・整理により審理の迅速化を図るとともに、審査請求手続に対する審査請求人の納得性を向上させるため、審査請求人に対し原処分庁の意見書を提示することとする。

現行の審理手続

- ・ 審査官は、審査請求受理後、原処分庁からは処分理由を記載した意見書を徴し、審査請求人からは審査請求の理由等を聴取することとしている。
- ・ 原処分庁意見書を審査請求人には提示していない。



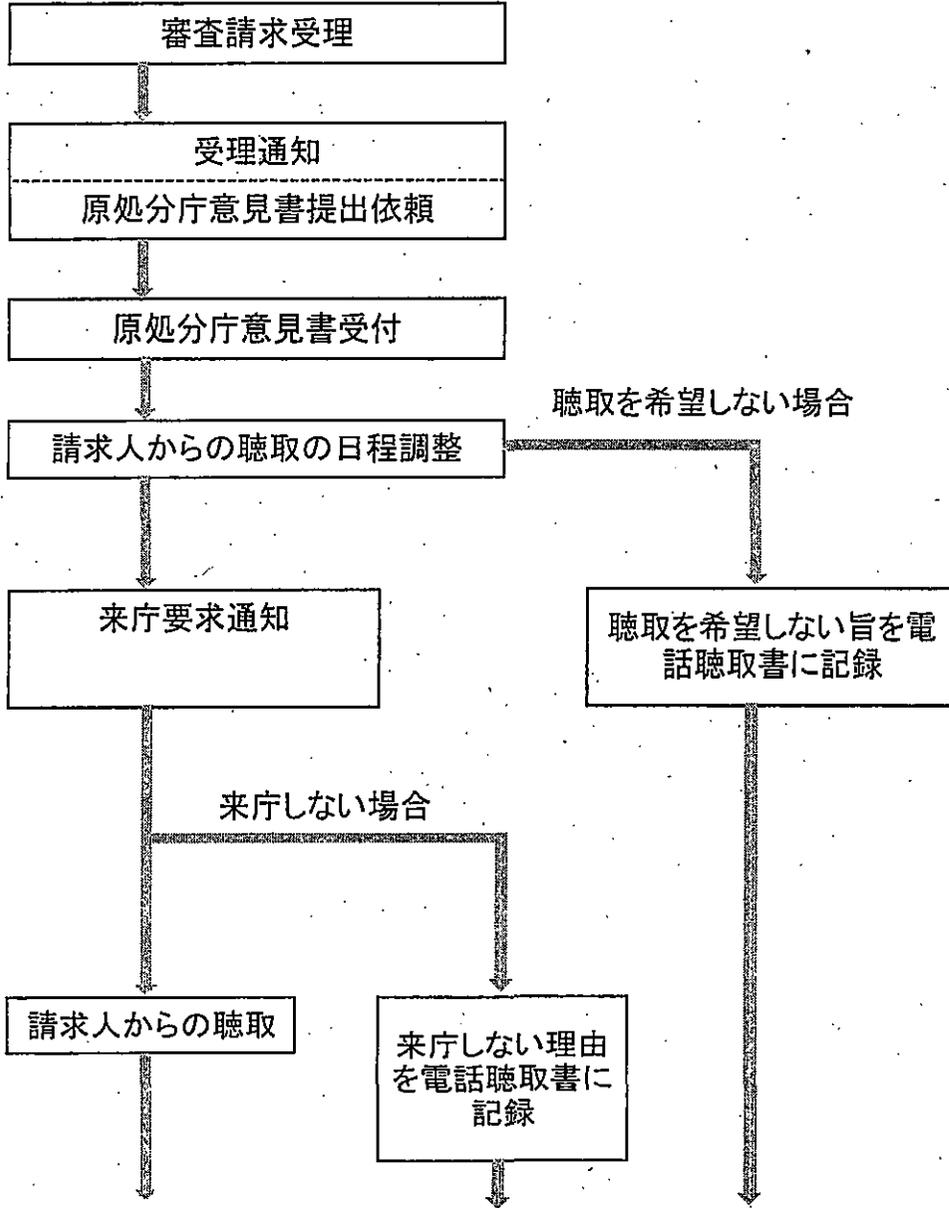
改正後

- ・ 審査官は、審査請求人から審査請求の理由等を聴取するのに先立って原処分庁意見書（写）を審査請求人に送付する。
- ・ 審査官は、審査請求人からの聴取の際、原処分庁意見書の内容を説明した上で、これに対する意見を聴取する。
- ・ 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案における「労働時間集計表」については、原処分庁意見書に添付することにより、審査請求人に提示する。

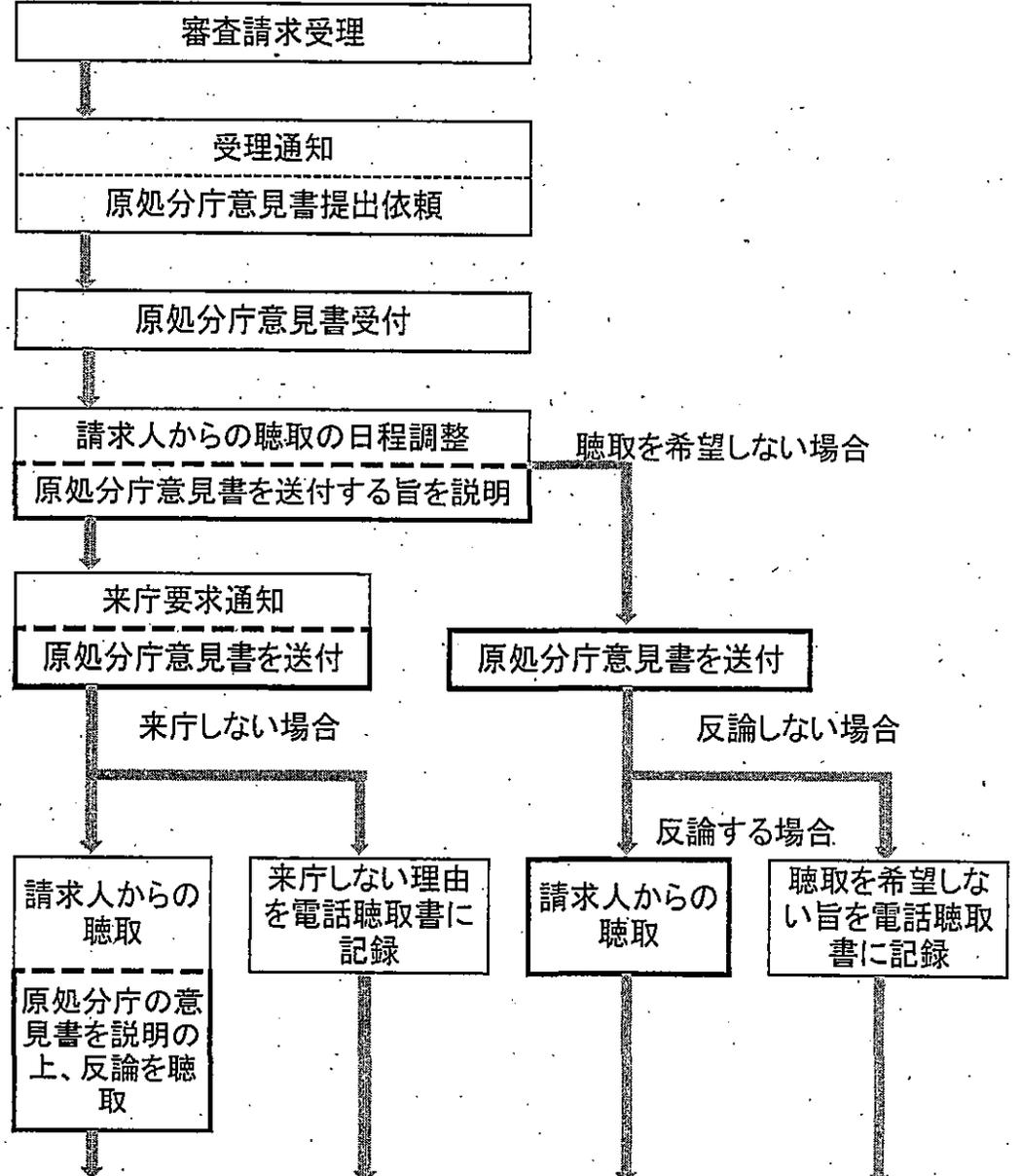
- ・ 実施時期
平成22年10月1日
- ・ 新たな意見書の記載例
を事務連絡で示す。

原処分庁及び審査請求人からの意見聴取の事務の流れの新旧対比

【現 行】



【改 正 後】



※太枠は新たに加えられた事務処理である。

「労災保険審査請求事務取扱手引」の主な改正点

		事項	現行の事務処理	改正後の事務処理
審査官の事務	1	審査請求人からの審査請求の理由等の聴取	<ul style="list-style-type: none"> 審査官は、審理に当たり、審査請求人から審査請求の理由等を聴取することとしているが、その原処分庁の意見書を審査請求人には示していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査官は、審査請求人から審査請求の理由等を聴取するのに先立って、原処分庁の意見書(写)を審査請求人に送付することとした。 審査官は、審査請求人からの審査請求の理由等の聴取の際には、原処分庁の意見書に基づいて、原処分の理由を説明した上で、これに対する審査請求人の意見を聴き取ることとした。 審査請求人が審査請求の理由等の聴取を希望しない場合であっても原処分庁の意見書(写)を送付することとした。
	2	決定書の作成要領	<ul style="list-style-type: none"> 決定書の「審査請求の理由」の記載は、審査請求書の「審査請求の理由」欄の記載内容を要約して転記することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 決定書の「審査請求の理由」の記載は、原則として、審査官が原処分庁の意見書(写)を示して行った聴取内容から要約して記載することとした。
監督署長の事務	3	原処分庁の意見書の作成要領	<ul style="list-style-type: none"> 原処分庁の意見書の作成に当たり、審査請求人以外の第三者の氏名や供述、意見等の記載方法について特に定めはない。 脳・心臓疾患事案、精神障害等事案に係る原処分庁の意見書に、労働時間集計表を添付することとはしていない。 原処分庁の意見書と証拠資料を一体として送付状に添付して審査官に送付することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 原処分庁の意見書の作成に当たっては、審査請求人以外の第三者の氏名は記載せず、「事業場関係者」等の記載にとどめるとともに、第三者の供述、意見等をそのまま引用することなく、当該供述、意見等によって認定した事実を記載することとした。 脳・心臓疾患事案に係る原処分庁意見書についてはすべて労働時間集計表を添付することとした。 精神障害等事案に係る原処分庁意見書についても、労働時間が争点となるものについては労働時間集計表を添付することとした。 原処分庁の意見書を別添1、証拠資料を別添2として分けた上、送付状に添付して審査官に送付することとした。

(別 添)

原処分庁意見書の記載例

	争 点		頁
1	業	脳・心臓疾患 1	1
2	務	脳・心臓疾患 2	1 0
3	上	精神障害等 1	2 0
4	外	精神障害等 2	2 4
5		石綿関連疾患	2 7
6	治ゆ		3 0
7	再発		3 3
8	障害等級 1		3 6
9	障害等級 2		3 9

意見書

1 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日(発症時○歳)	職種	ガスの保安・点検
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○ガス株式会社○○営業所	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	00000000000
	雇入れ年月日	平成○年4月1日		
	発症年月日	平成○年7月16日		

2 審査請求に対する意見の要旨
本件審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、昭和○年4月、○○ガス株式会社に入社し、本社において都市ガスの保安・点検業務に従事した後、平成○年10月、○○営業所に配属され、技術サービス員として、ガス機器の修理・点検及びガス元栓の開閉業務に従事していた。

平成○年7月16日、請求人の電話対応に腹を立てた男性客2名が営業所に押しかけ、請求人に対して、電話対応が悪いと言って詰め寄ったため、営業所長が割って入って謝罪し、男性客2名を退店させた。

その30分ほど後、営業所長は、請求人が左足を引きずるような様子で、異常を感じたため請求人に声をかけたところ、請求人はろれつが回らない状態であった。

請求人は、○○病院に救急搬送され、「脳出血」と診断された。

請求人は、業務による異常な出来事が原因で「脳出血」を発症したとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 発症後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇病院	〇〇市〇〇 7-8-9	H0. 7. 16~ H0. 8. 31	脳出血	入院・通院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養	H0. 7. 16~H0. 8. 31	〇〇	H0. 0. 0	H0. 0. 0	不支給
休業	H0. 7. 16~H0. 8. 31	〇〇	H0. 0. 0	H0. 0. 0	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年 7 月 1 6 日～平成〇年 8 月 3 1 日
休業期間	平成〇年 7 月 1 6 日～平成〇年 8 月 3 1 日

④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(ア) 労働基準法施行規則別表第1の2の番号等

八「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病」

(イ) 該当する認定基準等

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）

イ 判断

(ア) 被災者の疾患名

「脳出血」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

(イ) 異常な出来事

請求人は、平成〇年7月16日、男性客2名に電話対応が悪いと言って詰め寄られたことにより、強い恐怖を感じ、脳出血を発症したと主張するが、この点について、事業場関係者からの聴取によれば、男性客から請求人に対する暴力行為や脅迫行為があったとは認められず、この出来事が社会通念上、脳出血を発症せしめるほどの極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態であったとは認められない。

したがって、発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(ウ) 業務の過重性

a 短期間の過重業務

発症前1週間において、総労働時間は37時間10分であり、特に長時間労働は認められない。休日が2日間確保されている。

業務内容は、事業場や一般家庭に向いてのガス機器の修理・点検と、営業所での来客や電話への対応であるが、出張は1日当たり7件程度で市内に限られていることから、特に過重な業務とは認められない。

総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。

b 長期間の過重業務

時間外労働は、発症前1か月間に7時間40分であり、発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前6か月目の10時間13分が最長である（各月の労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）。よって、特に長時間労働は認められない。

業務内容は、事業場や一般家庭への出張が多いものの、1日当たり7件程度で市内に限られていること、その他の負荷要因は認められないことから、特に過重な業務とは認められない。

総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

(エ) 結論

以上のことから、請求人に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(別紙)

労働時間集計表 (6月16日～7月15日)

(発症前 (1) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
7 / 15 (水)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00	① 37:10	⑥ = ① - 40 0:00
7 / 14 (火)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
7 / 13 (月)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
7 / 12 (日)	休日				
7 / 11 (土)	休日				
7 / 10 (金)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
7 / 9 (木)	13:00 ~ 17:40	4:40	4:40		
7 / 8 (水)	8:30 ~ 20:00	11:30	10:30	② 45:40	⑦ = ② - 40 5:40
7 / 7 (火)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
7 / 6 (月)	7:30 ~ 20:10	12:40	11:40		
7 / 5 (日)	休日				
7 / 4 (土)	休日				
7 / 3 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
7 / 2 (木)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
7 / 1 (水)	9:00 ~ 12:00	3:00	3:00	③ 42:00	⑧ = ③ - 40 2:00
6 / 30 (火)	8:30 ~ 20:40	12:10	11:10		
6 / 29 (月)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:30		
6 / 28 (日)	休日				
6 / 27 (土)	休日				
6 / 26 (金)	7:20 ~ 19:00	11:40	10:40		
6 / 25 (木)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
6 / 24 (水)	8:30 ~ 20:00	11:30	10:30	④ 35:20	⑨ = ④ - 40 0:00
6 / 23 (火)	0:00 ~ 0:00				
6 / 22 (月)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
6 / 21 (日)	休日				
6 / 20 (土)	休日				
6 / 19 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
6 / 18 (木)	8:30 ~ 18:30	10:00	9:00		
6 / 17 (水)	9:00 ~ 12:00	3:00	3:00	⑤ 11:10	⑩ = ⑤ - 16) 0:00
6 / 16 (火)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
合 計		189:20		①～⑤ 171:20	⑥～⑩ 7:40

労働時間集計表 (5月17日～6月15日)

(発症前(2)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
6 / 15 (月)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40	① 36:00	⑥ = ① - 40 0:00
6 / 14 (日)	休日				
6 / 13 (土)	休日				
6 / 12 (金)	9:00 ~ 19:20	10:20	9:20		
6 / 11 (木)	休日				
6 / 10 (水)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
6 / 9 (火)	8:10 ~ 20:00	11:50	10:50		
6 / 8 (月)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10	② 39:50	⑦ = ② - 40 0:00
6 / 7 (日)	休日				
6 / 6 (土)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
6 / 5 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
6 / 4 (木)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
6 / 3 (水)	9:00 ~ 18:10	9:10	8:10		
6 / 2 (火)	休日				
6 / 1 (月)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10	③ 44:20	⑧ = ③ - 40 4:20
5 / 31 (日)	休日				
5 / 30 (土)	休日				
5 / 29 (金)	7:20 ~ 17:40	10:20	9:20		
5 / 28 (木)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
5 / 27 (水)	8:30 ~ 20:30	12:00	11:00		
5 / 26 (火)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
5 / 25 (月)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10	④ 37:45	⑨ = ④ - 40 0:00
5 / 24 (日)	休日				
5 / 23 (土)	休日				
5 / 22 (金)	9:00 ~ 12:00	3:00	3:00		
5 / 21 (木)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
5 / 20 (水)	9:00 ~ 20:45	11:45	10:45		
5 / 19 (火)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
5 / 18 (月)	8:30 ~ 20:10	11:40	10:40	⑤ 10:40	⑩ = ⑤ - 16) 0:00
5 / 17 (日)	休日				
合 計		187:35		①~⑤ 168:35	⑥~⑩ 4:20

労働時間集計表 (4月17日～5月16日)

(発症前 (3) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
5 / 16 (土)	休日			① 37:40	⑥ = ① - 40 0:00
5 / 15 (金)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
5 / 14 (木)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:30		
5 / 13 (水)	8:30 ~ 20:30	12:00	11:00		
5 / 12 (火)	休日				
5 / 11 (月)	7:40 ~ 17:40	10:00	9:00		
5 / 10 (日)	休日				
5 / 9 (土)	休日			② 24:50	⑦ = ② - 40 0:00
5 / 8 (金)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
5 / 7 (木)	8:20 ~ 17:40	9:20	8:20		
5 / 6 (水)	9:00 ~ 18:20	9:20	8:20		
5 / 5 (火)	休日				
5 / 4 (月)	休日				
5 / 3 (日)	休日				
5 / 2 (土)	休日			③ 48:20	⑧ = ③ - 40 8:20
5 / 1 (金)	8:30 ~ 19:40	11:10	10:10		
4 / 30 (木)	7:30 ~ 18:40	11:10	10:10		
4 / 29 (水)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
4 / 28 (火)	8:30 ~ 20:20	11:50	11:50		
4 / 27 (月)	9:00 ~ 18:30	9:30	8:30		
4 / 26 (日)	休日				
4 / 25 (土)	休日			④ 48:00	⑨ = ④ - 40 8:00
4 / 24 (金)	9:00 ~ 21:00	12:00	11:00		
4 / 23 (木)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:30		
4 / 22 (水)	8:30 ~ 17:40	9:10	9:10		
4 / 21 (火)	8:30 ~ 17:40	9:10	9:10		
4 / 20 (月)	8:30 ~ 17:40	9:10	9:10		
4 / 19 (日)	休日				
4 / 18 (土)	9:00 ~ 20:00	11:00	10:00	⑤ 17:40	⑩ = ⑤ - 16) 1:40
4 / 17 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
合 計		191:30		①～⑤ 176:30	⑥～⑩ 18:00

労働時間集計表 (3月18日～4月16日)

(発症前 (4) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
4 / 16 (木)	9:00 ~ 18:20	9:20	8:20	① 33:30	⑥ = ① - 40 0:00
4 / 15 (水)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
4 / 14 (火)	7:30 ~ 18:20	10:50	9:50		
4 / 13 (月)	休日				
4 / 12 (日)	休日				
4 / 11 (土)	休日				
4 / 10 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
4 / 9 (木)	8:30 ~ 20:50	12:20	11:20	② 19:00	⑦ = ② - 40 0:00
4 / 8 (水)	休日				
4 / 7 (火)	休日				
4 / 6 (月)	休日				
4 / 5 (日)	休日				
4 / 4 (土)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
4 / 3 (金)	休日				
4 / 2 (木)	9:00 ~ 19:40	10:40	9:40	③ 46:30	⑧ = ③ - 40 6:30
4 / 1 (水)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
3 / 31 (火)	休日				
3 / 30 (月)	7:00 ~ 20:40	13:40	12:40		
3 / 29 (日)	休日				
3 / 28 (土)	17:00 ~ 22:00	5:00	5:00		
3 / 27 (金)	9:00 ~ 21:00	12:00	11:00		
3 / 26 (木)	9:00 ~ 12:00	3:00	3:00	④ 32:30	⑨ = ④ - 40 0:00
3 / 25 (水)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
3 / 24 (火)	8:30 ~ 18:10	9:40	8:40		
3 / 23 (月)	8:30 ~ 12:00	3:30	3:30		
3 / 22 (日)	休日				
3 / 21 (土)	休日				
3 / 20 (金)	8:30 ~ 18:40	10:10	9:10		
3 / 19 (木)	休日			⑤	⑩ = ⑤ - 8)
3 / 18 (水)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10	8:10	0:10
合 計		153:40		①～⑤ 139:40	⑥～⑩ 6:40

労働時間集計表 (2月16日～3月17日)

(発症前(5)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
3 / 17 (火)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10	① 49:50	⑥ = ① - 40 9:50
3 / 16 (月)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
3 / 15 (日)	休日				
3 / 14 (土)	9:00 ~ 20:00	11:00	10:00		
3 / 13 (金)	8:30 ~ 17:40	9:10	8:10		
3 / 12 (木)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
3 / 11 (水)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40	② 41:40	⑦ = ② - 40 1:40
3 / 10 (火)	8:00 ~ 19:00	11:00	10:00		
3 / 9 (月)	9:00 ~ 18:40	9:40	8:40		
3 / 8 (日)	休日				
3 / 7 (土)	休日				
3 / 6 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
3 / 5 (木)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40	③ 26:50	⑧ = ③ - 40 0:00
3 / 4 (水)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
3 / 3 (火)	休日				
3 / 2 (月)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
3 / 1 (日)	休日				
2 / 28 (土)	休日				
2 / 27 (金)	7:30 ~ 17:40	10:10	9:10	④ 38:20	⑨ = ④ - 40 0:00
2 / 26 (木)	9:00 ~ 20:00	11:00	10:00		
2 / 25 (水)	休日				
2 / 24 (火)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 23 (月)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 22 (日)	休日				
2 / 21 (土)	休日			⑤ 15:20	⑩ = ⑤ - 16) 0:00
2 / 20 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 19 (木)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 18 (水)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 17 (火)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 16 (月)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
合 計		193:00		①～⑤ 172:00	⑥～⑩ 11:30

労働時間集計表 (1月17日～2月15日)

(発症前 (6) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
2 / 15 (日)	休日			① 44:00	⑥ = ① - 40 4:00
2 / 14 (土)	休日				
2 / 13 (金)	9:00 ~ 20:50	11:50	10:50		
2 / 12 (木)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 11 (水)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 10 (火)	8:00 ~ 17:10	9:10	8:10		
2 / 9 (月)	9:00 ~ 19:40	10:40	9:40		
2 / 8 (日)	休日			② 34:00	⑦ = ② - 40 0:00
2 / 7 (土)	休日				
2 / 6 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 5 (木)	休日				
2 / 4 (水)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 3 (火)	8:00 ~ 20:00	12:00	11:00		
2 / 2 (月)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
2 / 1 (日)	休日			③ 42:20	⑧ = ③ - 40 2:20
1 / 31 (土)	9:00 ~ 20:00	11:00	10:00		
1 / 30 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
1 / 29 (木)	9:00 ~ 18:20	9:20	8:20		
1 / 28 (水)	8:00 ~ 17:40	9:40	8:40		
1 / 27 (火)	休日				
1 / 26 (月)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
1 / 25 (日)	休日			④ 46:50	⑨ = ④ - 40 6:50
1 / 24 (土)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
1 / 23 (金)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
1 / 22 (木)	9:00 ~ 18:30	9:30	8:30		
1 / 21 (水)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
1 / 20 (火)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
1 / 19 (月)	9:00 ~ 17:40	8:40	7:40		
1 / 18 (日)	休日			⑤ 0:00	⑩ = ⑤ - 16) 0:00
1 / 17 (土)	休日				
合 計		187:10		①～⑤ 167:10	⑥～⑩ 13:10

意見書

1 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	営業
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 被災者の所属事業場等

所属事業場等	名称	○○機器株式会社	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	00000000000
	雇入れ年月日	平成○年4月1日		
	発症年月日	平成○年2月19日		

2 審査請求に対する意見の要旨
本件審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、平成○年4月、○○機器株式会社（以下「本件会社」という。）に入社し、○○営業所に配属され、工場用のモーターやその伝動機器の営業職として、○○県内の販売代理店や工場に出向いて販売活動に従事していた。

請求人は、平成○年2月19日、休日のため自宅においてパソコンを操作していたときに急に意識を失い、○○病院に救急搬送されたところ、「くも膜下出血」と診断された。

請求人は、業務による過重負荷が原因で「くも膜下出血」を発症したとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

--

① 発症後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・職の別
〇〇病院	〇〇市〇〇7-8-9	H0. 2. 19~ H0. 4. 15	くも膜下出血	入院
〇〇医院	〇〇市〇〇2-3-4	H0. 4. 16~ H0. 10. 15	くも膜下出血	通院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養	H0. 2. 19~H0. 10. 15	〇〇	H0. 0. 0	H0. 0. 0	不支給
休業	H0. 2. 19~H0. 3. 31	〇〇	H0. 0. 0	H0. 0. 0	不支給
休業	H0. 4. 1~H0. 10. 15	〇〇	H0. 0. 0	H0. 0. 0	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年2月19日~平成〇年10月15日
休業期間	平成〇年2月19日~平成〇年10月15日

④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(ア) 労働基準法施行規則別表第1の2の番号等

八「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病」

(イ) 該当する認定基準等

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）

イ 判断

(ア) 被災者の疾患名

「くも膜下出血」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

(イ) 異常な出来事

発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(ウ) 業務の過重性

a 短期間の過重業務

発症前1週間において、時間外労働は、13時間03分であり、特に長時間労働は認められない。休日は2日確保されていた。

業務内容は、出勤日である5日とも、社用車を自ら運転し、県内の販売代理店を1日当たり5件程度訪問するものであるが、訪問件数、移動距離は特に多いとは言えず、請求人は10年以上当該業務の経験があることも考慮すると、特に過重な業務であったとは認められない。

総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。

b 長期間の過重業務

時間外労働は、発症前1か月間に52時間53分認められるが、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間には至っていない。発症前2か月間にわたって1か月当たり38時間04分、3か月間にわたって1か月当たり39時間02分、4か月間にわたって1か月当たり37時間10分、5か月間にわたって1か月当たり38時間06分、6か月間にわたって1か月当たり38時間12分の時間外労働が認められるが、いずれの期間も業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間には至っていない（各月の労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり）。

業務内容は、社用車を自ら運転し、県内の販売代理店及び顧客の工場を1日当たり5件程度訪問するものであるが、訪問件数、移動距離は特に多いとは言えないほか、請求人は10年以上当該業務の経験があるものである。

なお、請求人は休日に自宅のパソコンを用いて、業務日報の作成その他の業務を行っていたと主張するが、これについては、明確な業務命令はなく、業務日報を除いて客観的に評価できる成果物は存在しないことから、業務による負荷として評価することはできない。業務日報について、請求人がこれを自宅で作成することがあったとしても、事業場での業務と比較して、精神的緊張や拘束性は低いことから、これに費やした時間をそのまま労働時間として評価することはできず、同種労働者はこれを会社で作成しており、その作成に時間がかかるものとは認められないことから、負荷

要因の一つとして見たとしても、特に過重なものとは認められない。

総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

(エ) 結論

以上のことから、請求人に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(別紙)

労働時間集計表 (1月20日～2月18日)

(発症前(1)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
2 / 18 (土)	休日			① 53:03	⑥ = ① - 40 13:03
2 / 17 (金)	8:09 ~ 18:50	10:41	10:11		
2 / 16 (木)	8:14 ~ 19:12	10:58	10:28		
2 / 15 (水)	7:53 ~ 18:23	10:30	9:30		
2 / 14 (火)	8:06 ~ 20:20	12:14	11:44		
2 / 13 (月)	8:16 ~ 19:41	11:25	11:10		
2 / 12 (日)	休日				
2 / 11 (土)	休日			② 44:46	⑦ = ② - 40 4:46
2 / 10 (金)	8:16 ~ 18:46	10:30	10:15		
2 / 9 (木)	休日				
2 / 8 (水)	8:10 ~ 18:53	10:43	10:28		
2 / 7 (火)	8:00 ~ 19:45	11:45	11:30		
2 / 6 (月)	8:03 ~ 20:51	12:48	12:33		
2 / 5 (日)	休日				
2 / 4 (土)	休日			③ 55:03	⑧ = ③ - 40 15:03
2 / 3 (金)	8:09 ~ 19:00	10:51	10:36		
2 / 2 (木)	8:17 ~ 18:44	10:27	9:27		
2 / 1 (水)	6:01 ~ 18:38	12:37	12:07		
1 / 31 (火)	8:17 ~ 20:51	12:34	12:19		
1 / 30 (月)	8:16 ~ 19:05	10:49	10:34		
1 / 29 (日)	休日				
1 / 28 (土)	休日			④ 56:11	⑨ = ④ - 40 16:11
1 / 27 (金)	8:05 ~ 19:43	11:38	10:38		
1 / 26 (木)	9:00 ~ 19:09	10:09	9:09		
1 / 25 (水)	8:14 ~ 19:00	10:46	9:46		
1 / 24 (火)	8:28 ~ 23:26	14:58	14:43		
1 / 23 (月)	8:19 ~ 20:29	12:10	11:55		
1 / 22 (日)	休日				
1 / 21 (土)	休日			⑤ 11:50	⑩ = ⑤ - 8) 3:50
1 / 20 (金)	8:15 ~ 20:20	12:05	11:50		
合 計		230:38		①～⑤ 220:53	⑥～⑩ 52:53

労働時間集計表 (12月21日～1月19日)

(発症前(2)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
1 / 19 (木)	8:12 ~ 18:54	10:42	10:27	① 52:47	⑥ = ① - 40 12:47
1 / 18 (水)	8:16 ~ 18:31	10:15	10:00		
1 / 17 (火)	8:09 ~ 19:19	11:10	10:40		
1 / 16 (月)	8:09 ~ 18:46	10:37	10:22		
1 / 15 (日)	休日				
1 / 14 (土)	休日				
1 / 13 (金)	8:13 ~ 19:46	11:33	11:18		
1 / 12 (木)	8:15 ~ 19:38	11:23	11:08	② 44:54	⑦ = ② - 40 4:54
1 / 11 (水)	8:17 ~ 19:47	11:30	11:15		
1 / 10 (火)	8:18 ~ 20:03	11:45	11:30		
1 / 9 (月)	休日				
1 / 8 (日)	休日				
1 / 7 (土)	休日				
1 / 6 (金)	8:19 ~ 19:35	11:16	11:01		
1 / 5 (木)	8:16 ~ 21:20	13:04	10:44	③ 10:44	⑧ = ③ - 40 0:00
1 / 4 (水)	休日				
1 / 3 (火)	休日				
1 / 2 (月)	休日				
1 / 1 (日)	休日				
12 / 31 (土)	休日				
12 / 30 (金)	休日				
12 / 29 (木)	休日			④ 21:23	⑨ = ④ - 40 0:00
12 / 28 (水)	8:22 ~ 19:20	10:58	10:43		
12 / 27 (火)	休日				
12 / 26 (月)	8:17 ~ 19:12	10:55	10:40		
12 / 25 (日)	休日				
12 / 24 (土)	休日				
12 / 23 (金)	休日				
12 / 22 (木)	8:25 ~ 20:15	11:50	11:35	⑤ 21:34	⑩ = ⑤ - 16) 5:34
12 / 21 (水)	8:13 ~ 18:27	10:14	9:59		
合 計		157:12		①~⑤ 151:22	⑥~⑩ 23:15

労働時間集計表 (11月21日～12月20日)

(発症前 (3) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
12 / 20 (火)	8:14 ~ 19:21	11:07	10:52	① 55:59	⑥ = ① - 40 15:59
12 / 19 (月)	7:47 ~ 20:17	12:30	12:15		
12 / 18 (日)	休日				
12 / 17 (土)	休日				
12 / 16 (金)	8:09 ~ 20:10	12:01	11:46		
12 / 15 (木)	8:06 ~ 17:45	9:39	9:24		
12 / 14 (水)	8:16 ~ 20:13	11:57	11:42	② 47:53	⑦ = ② - 40 7:53
12 / 13 (火)	8:20 ~ 19:15	10:55	10:40		
12 / 12 (月)	8:17 ~ 18:27	10:10	9:55		
12 / 11 (日)	休日				
12 / 10 (土)	休日				
12 / 9 (金)	9:00 ~ 18:29	9:29	8:29		
12 / 8 (木)	8:08 ~ 19:00	10:52	9:52	③ 50:52	⑧ = ③ - 40 10:52
12 / 7 (水)	8:19 ~ 18:16	9:57	8:57		
12 / 6 (火)	8:40 ~ 18:59	10:19	10:04		
12 / 5 (月)	8:11 ~ 18:58	10:47	10:32		
12 / 4 (日)	休日				
12 / 3 (土)	休日				
12 / 2 (金)	8:04 ~ 17:59	9:55	9:40	④ 40:16	⑨ = ④ - 40 0:16
12 / 1 (木)	8:05 ~ 18:34	10:29	10:14		
11 / 30 (水)	8:16 ~ 19:38	11:22	10:22		
11 / 29 (火)	8:12 ~ 19:31	11:19	10:49		
11 / 28 (月)	8:18 ~ 20:13	11:55	11:40		
11 / 27 (日)	休日				
11 / 26 (土)	休日			⑤ 21:58	⑩ = ⑤ - 16) 5:58
11 / 25 (金)	9:00 ~ 17:57	8:57	7:57		
11 / 24 (木)	8:10 ~ 19:00	10:50	9:50		
11 / 23 (水)	休日				
11 / 22 (火)	8:13 ~ 19:06	10:53	10:38		
11 / 21 (月)	7:06 ~ 18:41	11:35	11:20		
合 計		226:58		①～⑤ 216:58	⑥～⑩ 40:58

労働時間集計表 (10月22日～11月20日)

(発症前 (4) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
11 / 20 (日)	休日			① 44:25	⑥ = ① - 40 4:25
11 / 19 (土)	休日				
11 / 18 (金)	休日				
11 / 17 (木)	8:13 ~ 18:46	10:33	10:03		
11 / 16 (水)	8:08 ~ 18:54	10:46	10:31		
11 / 15 (火)	8:05 ~ 20:17	12:12	11:42		
11 / 14 (月)	7:54 ~ 20:33	12:39	12:09		
11 / 13 (日)	休日			② 52:00	⑦ = ② - 40 12:00
11 / 12 (土)	休日				
11 / 11 (金)	8:21 ~ 18:39	10:18	9:18		
11 / 10 (木)	8:12 ~ 18:46	10:34	10:19		
11 / 9 (水)	8:17 ~ 19:41	11:24	10:24		
11 / 8 (火)	7:52 ~ 19:12	11:20	10:50		
11 / 7 (月)	8:15 ~ 19:54	11:39	11:09		
11 / 6 (日)	休日			③ 41:20	⑧ = ③ - 40 1:20
11 / 5 (土)	休日				
11 / 4 (金)	8:05 ~ 18:24	10:19	9:19		
11 / 3 (木)	休日				
11 / 2 (水)	8:03 ~ 18:34	10:31	10:16		
11 / 1 (火)	8:08 ~ 19:12	11:04	10:49		
10 / 31 (月)	7:54 ~ 19:05	11:11	10:56		
10 / 30 (日)	休日			④ 53:52	⑨ = ④ - 40 13:52
10 / 29 (土)	休日				
10 / 28 (金)	8:03 ~ 20:34	12:31	12:01		
10 / 27 (木)	8:04 ~ 19:12	11:08	10:38		
10 / 26 (水)	9:00 ~ 17:37	8:37	7:37		
10 / 25 (火)	7:49 ~ 18:20	10:31	9:31		
10 / 24 (月)	8:04 ~ 22:24	14:20	14:05		
10 / 23 (日)	休日			⑤ 0:00	⑩ = ⑤ - 0 0:00
10 / 22 (土)	休日				
合 計		201:37		①～⑤ 191:37	⑥～⑩ 31:37

労働時間集計表 (9月22日～10月21日)

(発症前(5)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間 数	時間外 労働時間数
10 / 21 (金)	8:21 ~ 19:21	11:00	10:45	① 53:04	⑥ = ① - 40 13:04
10 / 20 (木)	8:15 ~ 20:11	11:56	11:41		
10 / 19 (水)	8:08 ~ 19:17	11:09	10:54		
10 / 18 (火)	8:11 ~ 18:34	10:23	9:53		
10 / 17 (月)	8:03 ~ 18:09	10:06	9:51		
10 / 16 (日)	休日				
10 / 15 (土)	休日				
10 / 14 (金)	8:05 ~ 19:39	11:34	11:19	② 43:38	⑦ = ② - 40 3:38
10 / 13 (木)	7:59 ~ 20:31	12:32	12:02		
10 / 12 (水)	8:12 ~ 18:13	10:01	9:46		
10 / 11 (火)	8:08 ~ 18:54	10:46	10:31		
10 / 10 (月)	休日				
10 / 9 (日)	休日				
10 / 8 (土)	休日				
10 / 7 (金)	8:13 ~ 19:18	11:05	10:05	③ 49:35	⑧ = ③ - 40 9:35
10 / 6 (木)	8:13 ~ 18:25	10:12	9:57		
10 / 5 (水)	7:53 ~ 22:51	14:58	14:28		
10 / 4 (火)	8:04 ~ 11:05	3:01	2:46		
10 / 3 (月)	8:15 ~ 20:49	12:34	12:19		
10 / 2 (日)	休日				
10 / 1 (土)	休日				
9 / 30 (金)	8:11 ~ 20:28	12:17	12:02	④ 55:31	⑨ = ④ - 40 15:31
9 / 29 (木)	8:19 ~ 19:28	11:09	10:54		
9 / 28 (水)	8:21 ~ 18:31	10:10	9:10		
9 / 27 (火)	8:26 ~ 20:43	12:17	11:47		
9 / 26 (月)	8:07 ~ 20:00	11:53	11:38		
9 / 25 (日)	休日				
9 / 24 (土)	休日				
9 / 23 (金)	休日			⑤	⑩ = ⑤ - 16)
9 / 22 (木)	7:51 ~ 19:14	11:23	11:08	11:08	0:00
合 計		220:26		①～⑤ 212:56	⑥～⑩ 41:48

労働時間集計表 (8月23日～9月21日)

(発症前 (6) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
9 / 21 (水)	7:52 ~ 19:54	12:02	11:47	① 45:39	⑥ = ① - 40 5:39
9 / 20 (火)	8:06 ~ 18:43	10:37	10:22		
9 / 19 (月)	休日				
9 / 18 (日)	休日				
9 / 17 (土)	休日				
9 / 16 (金)	8:16 ~ 20:12	11:56	11:26		
9 / 15 (木)	8:08 ~ 20:27	12:19	12:04	② 47:01	⑦ = ② - 40 7:01
9 / 14 (水)	8:01 ~ 18:55	10:54	10:24		
9 / 13 (火)	7:59 ~ 20:27	12:28	12:13		
9 / 12 (月)	休日				
9 / 11 (日)	休日				
9 / 10 (土)	休日				
9 / 9 (金)	7:56 ~ 20:03	12:07	11:52	③ 49:04	⑧ = ③ - 40 9:04
9 / 8 (木)	7:55 ~ 20:57	13:02	12:32		
9 / 7 (水)	8:05 ~ 18:48	10:43	10:28		
9 / 6 (火)	8:14 ~ 12:20	4:06	4:06		
9 / 5 (月)	8:07 ~ 19:46	11:39	11:24		
9 / 4 (日)	休日				
9 / 3 (土)	休日			④ 51:04	⑨ = ④ - 40 11:04
9 / 2 (金)	8:13 ~ 19:49	11:36	11:21		
9 / 1 (木)	8:08 ~ 20:08	12:00	11:45		
8 / 31 (水)	8:05 ~ 18:18	10:13	9:43		
8 / 30 (火)	8:09 ~ 18:40	10:31	10:01		
8 / 29 (月)	8:03 ~ 19:43	11:40	11:25		
8 / 28 (日)	休日			⑤ 21:55	⑩ = ⑤ - 16) 5:55
8 / 27 (土)	休日				
8 / 26 (金)	9:00 ~ 19:47	10:47	9:47	⑤ 21:55	⑩ = ⑤ - 16) 5:55
8 / 25 (木)	7:52 ~ 19:00	11:08	10:08		
8 / 24 (水)	8:08 ~ 22:03	13:55	13:25	⑤ 21:55	⑩ = ⑤ - 16) 5:55
8 / 23 (火)	7:30 ~ 24:13	16:43	8:30		
合 計		230:26		①～⑤ 214:43	⑥～⑩ 38:43

意見書

1 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	営業
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○損害保険(株)○○営業所	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	000000000000
	雇入れ年月日	平成○年4月1日		
	発症年月日	平成○年5月頃		

2 審査請求に対する意見の要旨

本件審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、平成○年4月、○○損害保険株式会社に入社し、3か月の研修期間を経て○○営業所に配属されたが、平成○年1月、○○営業所に転勤し、営業の業務に従事していた。

請求人は、平成○年3月頃から眠れないなどの症状を自覚し始め、同年5月頃には、不眠と気分が落ち込んだ状態が続いていたといい、同年6月13日、○○クリニックに受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、恒常的な長時間労働に加えて、平成○年1月に転勤した後、上司の執拗な嫌がらせを受けるようになったこと、また、平成○年8月5日、請求人が担当する法人顧客向けに作成したパンフレットの内容に重大な誤りがあることが発覚し、連日深夜までミスに関する報告書を作成させられたことなどが原因で精神障害を発症したとして、療養補償給付の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 発症後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・腕の別
〇〇クリニック	〇〇市〇〇7-8-9	H0.6.13~	うつ病	通院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養	H0.6.13~	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年6月13日~平成〇年〇月〇日
休業期間	平成〇年8月13日~平成〇年〇月〇日

- ④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

- (ア) 労働基準法施行規則別表第1の2の番号等
九「人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」
- (イ) 該当する認定基準等
「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(平成11年9月14日付け基発第544号)

イ 判断

- (ア) 精神障害の発病の有無及び発病時期
請求人は、平成〇年5月頃、ICD-10「F32うつ病エピソード」を発病したと認められる。
- (イ) 業務要因

発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、請求人は、平成〇年1月に〇〇営業所に転勤した後、同年2月頃から、上司である営業所長から悪質ないじめを受けたことと、恒常的な長時間労働があったことを主張している。

確かに、平成〇年2月頃から、毎週月曜日の朝礼や毎月の営業会議の際に、営業所長から請求人に対する注意や叱責が顕著になり始めたことは認められる。しかしながら、複数の事業場関係者の聴取からは、営業所長から請求人に対する注意や叱責は、業務に関するものに限られ、人格を否定するような発言や退職を強要するような発言はなく、罵声を浴びせたり、暴力行為は一切認められない。

よって、請求人の業務による出来事としては、職場における心理的負荷評価表に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

営業所長の請求人に対する注意や叱責は、上記のとおり、その内容や程度が業務指導の範囲を逸脱するものとは認められない。

また、時間外労働については、平成〇年1月以降、1か月当たり60時間程度は認められるものの、出来事以前から、深夜時間帯に及ぶようなものではなく、恒常的な長時間労働は認められない（各月の労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）。（注）

よって、心理的負荷の強度の修正は必要ない。

なお、請求人は、自身が担当する法人顧客向けに作成したパンフレットの内容に重大な誤りが発覚し、連日深夜までミスに関する報告書を作成させられたことも主張するが、これは、平成〇年8月5日以降の出来事であり、精神障害発病後の出来事であるため、心理的負荷の評価の対象として取り上げなかった。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、平成〇年4月から、営業会議で前年度比の状況を発表するに当たり、その資料作成のための業務量が若干増加したことは認められ、営業所長からの叱責を受けた請求人に対して職場の支援・協力等が行われていたとは言いがたいことから、「相当程度過重」と判断した。

したがって、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないと判断した。

(ウ) 業務以外の要因

業務以外の出来事は、調査結果からは認められず、不明である。

個体側要因については、アルコール等依存状況に関し、習慣飲酒は認められるものの、特段の問題は認められず、その他社会適応状況等に関し問題は明らかにはなっていない。

(エ) 結論

以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

(注) 労働時間を日ごとに明らかにした資料(労働時間集計表)を作成している場合には、別紙として添付すること。

意見書

1 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	事務
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○株式会社	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	00000000000
	雇入れ年月日	平成○年4月1日		
	発症年月日	平成○年5月頃		

2 審査請求に対する意見の要旨
本件審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、平成○年4月、○○株式会社（以下「本件会社」という。）に入社し、経理事務に従事していたが、平成○年4月、本件会社の組織変更に伴い庶務を担当することとなった。

請求人は、平成○年5月頃から、不眠、気分の落ち込みを自覚するようになり、同年8月9日、○○病院に受診したところ、「うつ状態」とされた。

請求人は、同年2月頃から継続して本件会社から退職強要を受けたことが原因で精神障害を発病したとして、療養補償給付の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 発症後の療養経過

診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・職の別
〇〇病院	〇〇市〇〇7-8-9	H0.8.9~	うつ状態	通院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養	H0.8.9~	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年8月9日~平成〇年〇月〇日
休業期間	

④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(ア) 労働基準法施行規則別表第1の2の番号等

九「人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」

(イ) 該当する認定基準等

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(平成11年9月14日付け基発第544号)

イ 判断

(ア) 精神障害の発病の有無及び発病時期

請求人は、平成〇年5月頃、ICD-10「F44解離性(転換性)障害」を発病したと認められる。

(イ) 業務要因

発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、請求人は、平成〇年2月頃から継続して退職強要を受けたことを主張している。

しかし、本件会社は、平成〇年2月、監査法人からの指摘を受け組織変更

の必要に迫られ、内部統制推進室と内部監査室が統合されたことに伴い、請求人の担当業務が経理から庶務に変更されたものであり、調査結果からは退職強要の事実は認められない。

これを、職場における心理的負荷評価表に当てはめると、仕事内容に変更があったことが認められることから「配置転換があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

心理的負荷の強度の修正について検討すると、仕事内容は変更されたが、対人関係に大きな変化は認められず、労働時間に変化はなく、特に困難な業務もないことから、心理的負荷の強度は「Ⅰ」と評価した。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、仕事の量、質、責任の変化、仕事の裁量性の欠如、職場の物的・人的環境の変化のいずれについても特段評価すべきものは見当たらない。また、職場の支援・協力等の状況に関しては、本件会社は、請求人の新しい業務の負担軽減のため、ベテランのアルバイト職員を請求人の補助として付けていたことから、職場の支援・協力等が欠如していたとはいえない。

したがって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断した。

(ウ) 業務以外の要因

業務以外の出来事は、調査結果からは認められず、不明である。

個体側要因については、既往歴として、平成〇年〇月〇日、請求人は頭痛と歩きにくいという症状を訴え、〇〇クリニックに受診し、「解離性運動障害（F44.4）、抑うつ状態、不眠症」と診断され、平成〇年〇月〇日まで通院治療が行われている。その他社会適応状況等に関し問題は明らかにはなっていない。

(エ) 結論

以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であることから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

意見書

1 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

被災者氏名	○○ ○○ (審査請求人の夫)		
生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	左官職人
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 被災者の所属事業場等

所属事業場等	名称	○○左官工業所	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	00000000000
	雇入れ年月日	昭和○年4月1日		
	発症年月日	平成○年○月○日		

2 審査請求に対する意見の要旨
本件審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

被災者は、昭和○年4月から昭和○年3月まで○○左官工業所、昭和○年5月から平成○年12月まで○○工務店において、左官職人として、左官業に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、咳と胸の苦しさを訴え○○診療所に受診し、胸部エックス線写真で右肺門部に異常陰影が認められたため、○○病院を紹介され受診したところ、「肺がん」と診断され、入院治療を受けたが、平成○年○月○日、直接死因「肺がん」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は左官業務において石綿にばく露したことによる肺がんが原因であるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 発症後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇診療所	〇〇市〇〇 7-8-9	H0.0.0	右肺門部結節影	通院
〇〇病院	〇〇市〇〇 2-3-4	H0.0.0~ H0.0.0	肺がん	入院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
遺族			H0.0.0	H0.0.0	不支給
葬祭料			H0.0.0	H0.0.0	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
休業期間	

④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(ア) 労働基準法施行規則別表第1の2の番号等

七の七「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」

(イ) 該当する認定基準等

「石綿による疾病の認定基準について」(平成18年2月9日付け基発第0209001号)

「石綿による肺がん事案の事務処理について」（平成19年3月14日付け基労補発第0314001号）

イ 判断

(ア) 被災者の疾患名

〇〇病院主治医作成の死亡診断書及び意見書により、被災者は、原発性肺がんを発症し、当該肺がんが原因で死亡したと認められる。

(イ) 石綿ばく露歴

被災者は、昭和〇年4月から昭和〇年3月まで〇〇左官工業所で約16年間にわたり左官職人として左官業務に従事していた。〇〇左官工業所は、約30年前に廃止されており、事業主は死亡しているが、元同僚からの聴取によれば、既設建築物の改修の際に壁をヘラで剥がしたり、時には鉄骨への吹き付け作業現場で左官業務に従事していたことが認められ、断熱・保温材として石綿が使用されていた建築物の中で作業したことがあったと推測される。

被災者が昭和〇年5月から平成〇年12月まで左官業務に従事した〇〇工務店においては、元事業主の聴取からは、石綿ばく露作業に従事したとは認められなかった。

したがって、被災者は、〇〇左官工業所において、約16年間、石綿ばく露作業に従事したものと判断した。

(ウ) 医学的所見

被災者に石綿肺所見は認められず、石綿小体及び石綿繊維は確認されていない。

〇〇病院主治医の意見書からは、胸膜プラークは明らかではないが、地方労災医員の意見書によれば、胸膜プラークは認められない。

(エ) 結論

以上のとおり、被災者には、約16年間、石綿ばく露歴が認められ、原発性肺がんを発症したことは認められるが、石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められないことから、被災者の肺がんは、業務起因性が認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

意見書

1 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日	職種	病院事務員
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	医療法人○○会○○総合病院	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	00000000000
	雇入れ年月日	平成○年7月1日		
	負傷年月日	平成○年8月23日		
	治ゆ年月日	平成○年7月31日		

2 審査請求に対する意見の要旨

本件審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、平成○年7月、医療法人○○会○○総合病院（以下「○○総合病院」という。）に採用され、医療事務に従事していた。

請求人は、平成○年8月23日、カルテ庫でカルテを取り出そうとしたところ、カルテ棚が倒れてきたため首を打って負傷した。

請求人は、同日、○○総合病院に受診し、「頸椎捻挫、顔面挫傷」と診断され2か月ほど通院治療を続けたが、平成○年11月1日、痛みなどの症状が治まらないとして自宅近くの○○医院に転医し、「頸椎捻挫、外傷性頸部症候群」と診断され9か月ほど通院治療を続け、平成○年7月31日をもって症状固定とされた。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・院の別
〇〇総合病院	〇〇市〇〇7-8-9	H0.8.23~ H0.10.31	頸椎捻挫、 顔面挫傷	通院
〇〇医院	〇〇市〇〇2-3-4	H0.11.1~ H0.8.31	頸椎捻挫、 外傷性頸部 症候群	通院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養	H0.8.23~H0.7.31	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	支給
休業	H0.8.23~H0.7.31	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	支給
休業	H0.8.1~H0.8.31	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年8月23日~平成〇年8月31日
休業期間	平成〇年8月23日~平成〇年8月31日

④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

治ゆとは、症状が安定し、疾病が固定した状態にあるものをいうのであって、治療の必要がなくなったものである。

すなわち、①負傷にあつては創面の治癒した場合、②疾病にあつては急性症状が消退し慢性症状は持続しても医療効果を期待し得ない状態となった場合等であつて、これらの結果として残された欠損、機能障害、神経症状等は障害として障害補償の対象となるものである。(昭和23年1月13日付け基災発第3号)

イ 判断

(7) 急性症状が消退し、症状が安定化したこと

請求人は、常時の首の痛み、しびれを訴える。

しかしながら、〇〇医院主治医の平成〇年12月25日付けの意見書及び平成〇年3月20日付けの意見書のいずれにおいても、MRI上外傷性変化は認められず、治療内容は鎮痛剤の投薬と経過観察であることが認められ、平成〇年6月27日付けの意見書においても同様であることから、痛み、しびれの症状は残るものの、その症状に変化はなく、安定した状態と判断される。

(イ) 療養を継続しても医療効果が期待できないこと

〇〇医院においては、平成〇年11月1日以降、鎮痛剤の投薬が行われているが、平成〇年6月においても痛み、しびれの症状は続いており、同医院主治医によれば、7月末には症状固定の見込みとされていることから、もはや医療効果は期待できない状態であると判断される。

(エ) 結論

以上のことから、請求人には、頸部の痛み、しびれの症状は残っているものの、平成〇年7月31日をもって症状固定と判断した。

意見書

1 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日	職種	運送作業員
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○運送株式会社	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	00000000000
	雇入れ年月日	平成○年7月1日		
	負傷年月日	平成○年2月23日		
	治癒年月日	平成○年6月30日		
	再発年月日	平成○年12月2日		

2 審査請求に対する意見の要旨
本件審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、平成○年7月、○○運送株式会社に採用され、倉庫内において荷物の仕分作業に従事していたが、平成○年2月23日、トラックから降ろされた荷物をベルトコンベアに載せる際、少し前のめりの姿勢で不意に荷物を持ち上げたところ、腰部に痛みが走った。

請求人は、同日、○○クリニックに受診し、「腰痛症」と診断されたが、翌日、痛みがひどくなったとして、○○病院に転医し、「腰椎椎間板症、第5腰椎分離迂り症」と診断された。

なお、請求人には既往症として「第5腰椎分離迂り症」があったことから、「腰椎椎間板症」（以下「旧傷病」という。）についてのみ業務上疾病として認めたものである。

請求人は、治療の結果、平成〇年6月30日をもって症状固定したが、再び腰部のしびれ・痛みが出現したとして、平成〇年12月2日、〇〇病院に受診し、「第5腰椎分離迂り症」（以下「現傷病」という。）と診断された。

請求人は、現傷病は旧傷病が再発したものであるとして、療養補償給付の請求をしたものである。

イ 治ゆ時の症状

(7) 傷病名

腰椎椎間板症

(4) 請求人の主訴

腰部の痛みは少し落ち着いたが、腰部の右側から右足の第1趾にかけてのしびれはまだあった。

ウ 再発時の症状

(7) 傷病名

第5腰椎分離迂り症

(4) 請求人の主訴

腰部の疼痛、腰部、右足、右足甲のひきつけのような症状

エ 処分に至るまでの経過

① 再発後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇病院	〇〇市〇〇7-8-9	H0.12.2~ H0.8.30	第5腰椎分 離迂り症	通院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養	H0.12.2~H0.8.30	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	不支給

③ 療養期間等

療養期間	平成〇年12月2日～平成〇年8月30日
休業期間	平成〇年12月2日～平成〇年8月30日

- ④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

現傷病が旧傷病の再発と認められるためには、①現傷病と旧傷病との間に医学上の相当因果関係が認められること、②治ゆ時の症状に比し現傷病の症状が悪化していること、③治療効果が期待できるものであること、が必要である。

イ 判断

- (ア) 現傷病と旧傷病との間に医学上の相当因果関係が認められること

主治医及び地方労災医員の意見から、現傷病は、請求人の既往症である「第5腰椎分離迂り症」に伴う椎間板狭窄が原因となって、「第5腰椎分離迂り症」の症状が発症したものと認められ、業務上の疾病である「腰椎椎間板症」が原因であるとは認められない。よって、現傷病と旧傷病との間に相当因果関係は認められない。

- (イ) 治ゆ時の症状に比し現傷病の症状が悪化していること

請求人の自訴によれば、治ゆ時には少し落ち着いていた腰部の痛みがだんだん強くなり、腰が痛くなると立ってられない状態になったとしており、主治医意見においても遷延と増悪があるとされているが、主治医及び地方労災医員の意見によれば、症状の増悪については、請求人の既往症である「第5腰椎分離迂り症」が原因であり、業務上の疾病である「腰椎椎間板症」の症状が増悪したものとは認められない。

- (ウ) 治療効果が期待できるものであること

主治医の行う療法は、「硬膜ブロック、腰椎椎間関節ブロック」等の対症療法であり、根治療法ではない。主治医意見によれば、現症状が保存的治療で改善できない場合は、手術的治療を要するとされているが、手術的治療は行われていない。

- (エ) 結論

以上のことから、請求人の現傷病は旧傷病が再発したものとは認められない。

意見書

1 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日	職種	機械工
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○金属工業株式会社	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	000000000000
	雇入れ年月日	平成○年○月○日		
	負傷年月日	平成○年9月20日		
	治癒年月日	平成○年○月○日		

2 審査請求に対する意見の要旨
本件審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、○○金属工業株式会社において、金属部品の加工作業に従事していたが、平成○年9月20日、作業中に機械に左中指及び左環指をはさみ負傷した。

請求人は、同日、○○病院に受診し、「左中指、左環指骨折」と診断され、治療を継続した結果、平成○年○月○日をもって症状固定とされた。

症状固定後障害が残存するとして、請求人から障害補償給付の請求がなされたので、調査した結果、請求人に残存する障害は障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給したものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 発症後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・腕の別
〇〇病院	〇〇市〇〇7-8-9	H0.9.20~ H0.0.0	左中指、左 環指骨折	通院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養	H0.9.20~H0.0.0	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	支給
休業	H0.9.20~H0.0.0	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	支給
障害	第14級の7		H0.0.0	H0.0.0	支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年9月20日~平成〇年〇月〇日
休業期間	平成〇年9月20日~平成〇年〇月〇日

④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(ア) 労働者災害補償保険法施行規則別表第一「障害等級表」

(イ) 該当する認定基準等
障害等級認定基準

イ 判断

(ア) 手指の機能障害

エックス線写真により、左中指及び左環指に骨折痕が認められるが、両指とも末節骨の2分の1以上の欠損は認められない。

左中指及び左環指の各関節の他動運動による可動域は下表のとおりであり、その可動域制限の程度は、両指とも中手指節関節（MP）及び近位指節間関節（PIP）については、健側の2分の1以下には至らない程度のものであるが、左中指の遠位指節間関節（DIP）については強直が認められるため、「1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」（第14級の7）に該当する。

部位 \ 関節		MP		PIP		DIP	
		左(患側)	右(健側)	左(患側)	右(健側)	左(患側)	右(健側)
中指	伸 展	10°	0°	-30°	0°	0°	0°
	屈 曲	90°	90°	90°	90°	0°	80°
	運動範囲	100°	90°	60°	90°	0°	80°
環指	伸 展	0°	0°	0°	0°	0°	0°
	屈 曲	85°	90°	60°	90°	40°	80°
	運動範囲	85°	90°	60°	90°	40°	80°

(イ) 神経症状

請求人の自訴によれば、負傷した手指に疼痛が認められるが、手指の機能障害に通常派生する関係にあるため、手指の機能障害の等級第14級に含まれるものと判断した。

(ウ) 結論

以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第14級に該当するものと判断した。

意見書

1. 審査請求人等

(ふりがな)

(1) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日	職種	うどん店店員
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	株式会社○○食品	電話	000-0000
	所在地	○○市○○4-5-6	保険番号	000000000000
	雇入れ年月日	平成○年○月○日		
	負傷年月日	平成○年7月20日		
	治ゆ年月日	平成○年○月○日		

2. 審査請求に対する意見の要旨

本件審査請求を棄却されたい。

3. 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、株式会社○○食品において、うどんチェーン店の店員として厨房で作業に従事していたが、平成○年7月20日、大型の鍋で湯を沸かしていたとき、鍋を移動させようとしたところ熱湯が両下肢にかかり熱傷を負った。

請求人は、同日、○○病院に受診し、「両下肢熱傷」と診断され、治療を継続した結果、平成○年○月○日をもって症状固定とされた。

症状固定後障害が残存するとして、請求人から障害補償給付の請求がなされたので、調査した結果、請求人に残存する障害は障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給したものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 発症後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇病院	〇〇市〇〇 7-8-9	H0.7.20~ H0.0.0	両下肢熱傷	入院・通院

② 本審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養	H0.7.20~H0.0.0	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	支給
休業	H0.7.20~H0.0.0	〇〇	H0.0.0	H0.0.0	支給
障害	第14級の9		H0.0.0	H0.0.0	支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年7月20日~平成〇年〇月〇日
休業期間	平成〇年7月20日~平成〇年〇月〇日

- ④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(7) 労働者災害補償保険法施行規則別表第一「障害等級表」

(1) 該当する認定基準等
障害等級認定基準

イ 判断

(7) 醜状障害

下肢の露出面の前面に熱傷後の色素沈着を若干認めるが、人目につく程度以上には至らず、障害等級には該当しないものと判断した。

(イ) 下肢の機能障害

両膝関節及び両足関節の他動運動による可動域は下表のとおりであり、参考可動域角度と比較して、障害等級に該当する程度の可動域制限は認められない。

	膝関節		足関節	
	右	左	右	左
伸 展	0°	0°	20°	20°
屈 曲	125°	130°	45°	45°
運動範囲	125°	130°	65°	65°

(ウ) 神経症状

請求人の自訴及び請求人が提出した〇〇病院主治医の診断書によれば、負傷した両下肢に疼痛が認められるが、熱傷の程度（Ⅱ度）や皮膚の変化の状態から、疼痛の程度はがん固なものには至らない程度のもものと判断し、「局部に神経症状を残すもの」（第14級9）に該当するものと判断した。

(エ) 結論

以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第14級に該当するものと判断した。